令和6年(ワ)第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件

原告 〇〇〇〇

被告 ENEOS株式会社

求釈明申立書

令和6年11月25日

東京地方裁判所民事部民事第19部に係 御中

原告 〇〇〇〇

当初事件について、原告は、被告に対し、次のとおり釈明を求める。

本書に用いる用語の意味は、被告のコンプライアンスホットライン規程(乙1、本件規程)、令和6年8月9日付の原告第3準備書面までの原告の主張書面及び同日付の被告準備書面(4)までの被告の主張書面に定義するところによる。

第1 被告の主張における「通報」と「通報情報」について

原告第4準備書面で述べたとおり(注¹)、被告は、「原告が「本件訴訟主要事実」として記載する各事実も、原告のいう「前回訴訟主要事実」と<u>同一の通報(本件通報)に関するものである以上</u>は、同一の信義則上の義務の違反の評価根拠事実を新たに追加するものにとどまる。」と主張している一方で、通報又は通報情報に関して、紛争をめぐる事実関係の整理がなされていない。(注²)

被告の主張においては、調査補助者に対する追加通報に係る通報情報が本件規程 1.2(6)に定める「通報情報」として取り扱われているか否かが依然として不明確 である。被告は、紛争をめぐる事実関係が明確にされない状態においたうえで、

「同一の通報(本件通報)に関するものである」という主張を展開している。

被告の主張において、紛争をめぐる事実関係として、どの事項が本件規程1.2 (5)に定める「通報」として扱われているのか、また、どの事項が本件規程1.2 (6)に定める「通報情報」として扱われているのかを明らかにされたい。

¹ 原告第4準備書面第2の3(1)

² 被告準備書面(2)第2の1(2)イ

第2 調査事項に対応する「法令等」について

被告の内部通報制度について定めた本件規程に定める規定により、本件規程3. 6(1)に定める通知の根幹的な目的は、「法令等」との適合性を検証し、必要な是正 措置及び再発防止策等を実行する点にあることは明らかである。

原告の「被告は、原告に対し、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある 事実の有無の判断に影響しない事実について調査した結果を通知していた。」とい う主張に対し、被告は、理由を述べずに「否認する」と主張している。(注³)

調査事項と対応する「法令等」を明確化することは、被告の主張の正当性を裏付けるために不可欠である。また、調査事項が「法令等」に適合していない場合、調査をのものが本件規程の目的を果たしていない可能性がある。

被告における本件規程1.2(9)に定める定める「調査」の調査事項に対応する「法令等」、及び調査事項が本件規程1.1に定める目的を果たすために必要であったことを示す具体的根拠を明らかにされたい。

第3 本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策等の実行について

本件規程3.5に、調査の結果、法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実が確認された場合に当該事実に対する是正措置及び再発防止策等を実施することを定めている。また、本件規程の前提である行動基準14項の(3)に、「私たちは、この行動基準に違反する事態が発生した場合、その原因を徹底して究明するとともに、効果的な再発防止策を定め、これを遂行します。」と定めている。

したがって、本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策等は、原因を徹底 して究明したうえで検討した効果的な再発防止策である必要がある。

原告の「被告が再発防止策等として実行したことは、「豪州国外の顧客に対するサービス提供費用には、豪州GSTを課さない。なお、《本件豪州企業》がGSTを課すべきと判断すれば、GST込みで請求する権利を有する。」という表示のある契約を結ぶという本件契約の措置を実行することにとどまっていた。」という主張に対し、被告は、理由を述べずに「否認する」と主張している。(注⁴)

³ 原告第2準備書面第1の3(2)、被告準備書面(3)第2の3(3)ウ

⁴ 原告第2準備書面第1の3(5)、被告準備書面(3)第2の3(6)

被告が実行した本件規程3.5に定める是正措置及び再発防止策等を明らかにされたい。

第4 本件GSTの支払について

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの被告と本件豪州企業との取引に関して、被告と本件豪州企業との契約にGST等に関する定めが存在しないことは、甲第21号証のとおりであり、被告もこれを認めている。(注 5)

この点に関して、以下の二点について明らかにされたい。

1 本件GSTの支払と契約内容の関係に関する認否について

本件GSTの支払が契約内容に基づかないものであるという原告の主張に対し、被告は、本件規程3. 6(1)違反の主張に対する認否と併せて一括して「争う」と主張している。(注⁶)

被告において、本件GSTの支払が契約内容に基づいて行われたとの認識であるのか、それとも契約内容に基づいていなかったとの認識であるのか、明らかにされたい。

2 「GSTの法改正」に該当する法改正について

被告と本件豪州企業との間で平成29年5月の本件豪州企業の請求から同年1 月から4月のGST支払分を差し引く形で精算した理由について、本件部長報告 においては、被告と本件豪州企業との契約における定めによるものではなく、

「GSTの法改正」の存在によるものであると報告している。(甲20)

本件部長報告における「GSTの法改正」に該当する法改正が特定できないという原告の主張に対し、被告は、「否認する」と主張するものの、依然として「GSTの法改正」について具体的に示されていないことから、これを明らかにされたい。(注⁷)

以上

⁵ 訴状第2の5(2)ウ、答弁書第4の5(2)ウ

⁶ 原告第2準備書面第1の2(2)、被告準備書面(3)第2の2(3)

⁷ 原告第2準備書面第1の3 (4) カ、被告準備書面(3)第2の3 (5) カ